

議案第 2 4 号

南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定
について

南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

南あわじ市職員等の旅費に関する条例（平成 17 年南あわじ市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第 4 号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同条第 5 号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 3 条第 5 項中「その出発前に」を「次条第 3 項の規定により」に、「を変更され、若しくは取り消され」を「の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった」を「となる金額又は支出を要する」に改め、同条第 6 項中「交通機関の事故又は」を削り、「やむを得ない」を「規則で定める」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第 4 条第 1 項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う

者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更（取り消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に、「当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合は、この限りでない。

第4条第5項を次のように改める。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった場合は、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、日当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改める。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「する者は」を「するもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は」に改め、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項後段中「旅費額」を「旅費又は旅費

に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を、「金額の支給」の次に「又は支払」を加え、同条第4項中「、記載事項及び様式」を「及び記載事項又は記録事項並びに第4項に規定する給与の種類その他必要な事項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の次に次の3項を加える。

4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定による過払金の返納をしなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費若しくは旅費に相当する金額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第11条を第8条とし、第12条から第15条までを削り、第8条の次に次の6条を加える。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第 12 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他規則で定める費用

(4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第 13 条 宿泊費は、宿泊地の区分に応じた別表に定める額の範囲内の旅行中の宿泊に要する費用とする。

(包括宿泊費)

第 14 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 9 条から第 12 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の合計額とする。

第 16 条を第 15 条とし、第 17 条から第 22 条までを削り、第 15 条の次に次の 7 条を加える。

(転居費)

第 16 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 17 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額

は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び5 日分を限度として、現に宿泊した日数に係る日当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 18 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、日当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第 19 条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第 6 条及び第 9 条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の規定の例により、その都度、旅行命令権者が市長と協議して定める。

(退職者等の旅費)

第 20 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第 21 条 第 3 条第 2 項第 2 号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第 2 条第 5 号に掲げる順序による。ただし、同順位者が 2 人以上ある場合には、年長者を先にする。
(旅費の支給額の上限)

第 22 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号及び第 12 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（日当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（日当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 19 条（日当に相当する部分を除く。）並びに第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第 23 条第 1 項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」及び「市長と協議して」を削る。

第 24 条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、同条を第 26 条とし、第 23 条の次に次の 2 条を加える。

(旅費の特例)

第 24 条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 3 項又は第 64 条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第 15 条第 3 項若しくは第 64 条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第 25 条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表（第 13 条、第 15 条関係）

宿泊費及び日当

区分	支給額	
	宿泊費 (1 夜につき)	日当 (1 日につき)
島内	8,000 円	
島外	東京都 19,000 円	日帰り 1,000 円
	その他 14,000 円	宿泊を伴うもの 1,500 円

備考 神戸市、明石市及び鳴門市の日当は、島内区分扱いとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南あわじ市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

南あわじ市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条 略 (定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。 (3) 略 (4) 帰住 前号に規定する職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又は遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。 (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 (6) 略	第1条 略 (定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（<u>常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所</u>）を離れて旅行することをいう。 (3) 略 (4) 帰住 前号に規定する職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又は遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。 (5) 家族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。 (6) 略 (7) <u>旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務</u>	

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額。以下同じ。）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取り消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示する時間的余裕がない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行について必要な事項を記し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請を

(旅行命令等)

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿に当該事項の記載又は記録をする時間的余裕がない場合は、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかつた場合は、できるだけ速やかに旅行命令簿に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請

しなければならない。

2・3 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの実費額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

11 第18条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に

をしなければならない。

2・3 略

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、日当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

代え、日額旅費を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第9条 削除

第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第11条 旅費（概算払に係る旅費を含む）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2・3 略

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給又は支払を受けることができない。

2・3 略

4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する旅費の精算をしなかった場合又は前項の規定による過払金の返納をしなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費若しくは旅費に相当する金額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式は、規則で定める。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類及び記載事項又は記録事項並びに第4項に規定する給与の種類その他必要な事項は、規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第

2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

(鉄道賃)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他規則で定める費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、宿泊地の区分に応じた別表に定める額の範囲内の旅行中の宿泊に要する費用とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る前条の規定による宿泊費の合計額とする。

第12条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）及び急行料金並びに座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を設ける線路による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(3) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に掲げる急行料金

ア 第1号の規定による線路による旅行の場合には、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第3号の急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限り支給する。

(船賃)

第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を

含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級又は3階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に掲げる運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前3号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金(航空賃)

第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第15条 車賃の額は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、これに要する実費額とする。

2 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行した場合における車賃の額は、前項の規定にかかわらず、路程1キロメートルにつき37円とする。この場合において、公務上の必要により有料道路又は有料駐車場を利用した場合は、車賃の額に当該料金の実費額を加算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第16条 略

第15条 略

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び5日分を限度として、現に宿泊した日数に係る日当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、日当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第19条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種目及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により、その都度、旅行命令権者が市長と協議して定める。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費とする。

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第5号に掲げる順序による。ただし、同順位者が2人以上ある場合には、年長者を先にする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表に定める額の範囲内の実費額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(日額旅費)

第18条 第6条第8項の規定により日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。

- (1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行
- (2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行
- (3) 前2号に掲げる旅行のほか、その職務の性質上常時出張を必要

に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（日当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（日当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条（日当に相当する部分を除く。）並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

とする職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、市長が定める。ただし、その額は、第12条から第17条までに掲げる旅費の額を超えることができない。

(移転料、着後手当及び扶養親族移転料)

第19条 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額は、国家公務員の例による。ただし、算定の基礎となる日当及び宿泊料は、別表の定額による額とする。

(在勤地内旅行の旅費)

第20条 在勤地内における旅行については、原則として支給しない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り、支給することができる。

(1) 交通機関を利用する必要がある場合は、その船賃又は車賃

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行した場合は、第15条第2項の規定による車賃

(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表に定める額の範囲内の実費額

(退職者等の旅費)

第21条 職員が出張中に退職等となった場合に、第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等となった日にいた地から退職等の命令の通達を受けた日にいた地までの旅費とする。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序による。ただし、同順位者が2人以上ある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、市長と協議してその実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の調整)

第23条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により、又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第24条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又は

(委任)

第24条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第16条、第17条、第19条、第20条関係）

日当及び宿泊料

区分	支給額	
	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
島内		8,000円
島外	日帰り 1,000円	東京都17,000円
	宿泊を伴うもの 1,500円	その他14,000円

備考 神戸市、明石市及び鳴門市の日当は、島内区分扱いとする。

これに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

別表（第13条、第15条関係）

日当及び宿泊費

区分	支給額	
	宿泊費 (1夜につき)	日当 (1日につき)
島内	8,000円	
島外	東京都19,000円	日帰り 1,000円
	その他14,000円	宿泊を伴うもの 1,500円

備考 神戸市、明石市及び鳴門市の日当は、島内区分扱いとする。

